

○下呂市契約規則

平成16年 3 月 1 日規則第47号

改正

平成18年 3 月31日規則第15号

平成19年 3 月27日規則第14号

平成20年12月22日規則第46号

平成23年10月 6 日規則第37号

平成27年 3 月31日規則第26号

下呂市契約規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 一般競争契約（第 2 条—第21条の 2）

第 3 章 指名競争契約（第22条—第24条）

第 4 章 随意契約（第25条—第26条）

第 5 章 契約の締結（第27条—第34条）

第 6 章 契約の履行（第35条—第47条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市長又は市長から契約の締結を委任された者（以下「契約担当者」という。）の契約事務の取扱いその他契約に関する事務については、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 2 章 一般競争契約

（一般競争入札の参加者の資格）

第 2 条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 5 第 1 項の一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、その定めるところにより定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の規定により一般競争入札に参加する者の資格を審査したときは、主管部長は資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をするとともに、その資格を有す

る者の名簿を作成するものとする。

- 3 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により当該競争入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争入札を行わせることができる。

(入札の公告)

第3条 令第167条の6第1項の規定による一般競争入札の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に市公報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第4条 令第167条の6第1項の規定による入札について公告する事項は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約書作成の要否
- (5) その契約が議会の議決を要するものであるときは、その旨
- (6) その契約が令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制を採用する場合は、その旨
- (7) その他契約担当者において必要と認める事項

(入札保証金の額等)

第5条 令第167条の7第1項に規定する入札保証金の額は、その入札に参加しようとする者の見積る入札金額に100分の5以上で契約担当者が定める率を乗じて得た額とする。ただし、公有財産の売払いに係る入札の場合は、入札保証金を予定価格の100分の5以上の額とすることができる。

- 2 入札保証金の額は、他人に漏らしてはならない。

(入札保証金の納付の免除)

第6条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で過

去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 2 契約担当者は、前項第1号の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第7条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

- （1） 政府の保証のある債券
- （2） 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券（以下「金融債」という。）
- （3） 契約担当者が、確実と認める社債
- （4） 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手
- （5） 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- （6） 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- （7） 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関の保証

- 2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

- 3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（小切手の現金化等）

第8条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者に通知し、会計管理者をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。

（担保の価値）

第9条 第7条第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 額面金額
- (2) 政府の保証のある債券、金融債及び契約担当者が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1か月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (5) 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 銀行又は契約担当者が、確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
（入札保証金の還付等）

第10条 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）は、落札決定後に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後還付する。

2 落札者の入札保証金は、前項ただし書の規定にかかわらず、納付すべき契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

（予定価格の作成等）

第11条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格（令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けたときは、その最低制限価格を含む。以下本条及び第20条第2項において同じ。）を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、建設工事及び公有財産の売払いに係る競争入札については、事前に予定価格を公表することができる。

2 予定価格は、第20条第2項に規定する場合のほか、これを変更しないものとする。

3 予定価格は、落札者となるべき者がいないときは、開示しない。

（予定価格の決定方法）

第12条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価に

ついてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札)

第13条 入札者は、指定の日時に指定の場所において入札しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に契約担当者に委任状を提出しなければならない。
- 3 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- 4 代理人は、2人以上の入札者を代理することができない。

(入札書)

第14条 入札は、入札書により行う。

- 2 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名押印のうえ、封書にし、入札者の氏名を表記しなければならない。
- 3 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

(無効な入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- (4) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (5) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (7) 入札に関し、連合等の不正行為があったとき。
- (8) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(入札又は開札の中止)

第16条 契約担当者は、天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することができる。

- 2 前項の入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

(くじによる落札者決定の場合の措置)

第17条 令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定したときは、契約担当者は、その旨を入札書に記入し、当該入札者又はこれに代わってくじを引いた職員をして記名押印させなければ

ばならない。

(再度入札に参加することができる者)

第18条 令第167条の8第3項の規定による再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者に限る。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続)

第19条 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定により、落札者を定める必要があると認めるときは、その契約に関し専門的な知識又は技能を有する職員（以下「専門職員」という。）の意見を求めなければならない。

2 専門職員は、前項の規定により、契約担当者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

3 契約担当者は、令第167条の10第1項の規定により落札者を決定したときは、直ちに、当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第20条 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第3条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

2 契約担当者は、前項の再度公告入札に付する際予定価格が適正でないと認めたときは、これを変更することができる。

(せり売り)

第21条 契約担当者は、せり売りをしようとするときは、あらかじめ次の事項を公告しなければならない。

- (1) せり売りの場所及び日時
- (2) せり売りに付すべき物品の種類、数量及び品質
- (3) せり売りの条件を定めたときは、その条件

2 契約担当者は、せり売り終了後せり売り調書を作成し、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 各競売物に対する競落人の氏名及びその申込価額
- (3) その他必要な事項

(電磁的方法による入札手続の特例)

第21条の2 入札の手続のうち市長が別に定めるものについては、電磁的方法（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により行うことができるものとする。

第3章 指名競争契約

（指名競争入札の参加者の資格）

第22条 契約担当者は、令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

2 契約担当者は、その定めるところにより、定期又は随時に、指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が前項の資格を有するかどうかを審査し、名簿を作成しなければならない。

（指名競争入札の参加者の指名）

第23条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者をなるべく3人以上指名しなければならない。この場合において、令第167条の11第2項に規定する契約にあつては、前条第2項の名簿に登載した者のうちからこれをしなければならない。

2 前項の場合においては、第4条に規定する事項（入札に参加する者に必要な資格事項を除く。）をその指名する者に通知しなければならない。

（一般競争契約に関する規定の準用）

第24条 第5条から第19条まで及び第21条の2の規定は、指名競争契約の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

（随意契約による少額の契約）

第25条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(予定価格の決定)

第25条の2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第12条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、第28条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りではない。

(見積書の徴取)

第26条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書を徴する暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。
- (4) 電気、水道等について付号契約を締結するとき。
- (5) その他契約担当者において見積書を提出させることが困難又は不適當と認めるとき。

2 見積書には、その内訳明細を付記させなければならない。

第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第27条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 契約の解除

(13) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第28条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 令第167条の5第1項の規定により契約担当者が定めた資格を有する者による一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、その金額が50万円未満のとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体と契約するとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (5) 第26条第1項各号に該当する契約をするとき。
- (6) 第1号に規定するもの以外の随意契約について市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第29条 契約担当者は、前条の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が15万円未満の契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金の額)

第30条 令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の納付の免除)

第31条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (3) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手から委託を受けた保険会社と、工事履行保証保険契約を締結したとき。
- (5) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) せり売りに付し、又は随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金に代わる担保)

第32条 第7条から第9条までの規定は、契約担当者が契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合にこれを準用する。

(契約保証金の還付)

第33条 契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）は、契約履行後に還付する。ただし、契約担当者が特に必要と認めたときは、契約による担保義務が終了するまでその全部又は一部を留保する旨の約定をすることを妨げない。

(仮契約の締結)

第34条 契約担当者は、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年下呂市条例第54号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を経て本契約を締結する旨及びその間において生じた損害については責任を負わない旨を含む仮契約を締結しなければならない。

第6章 契約の履行

(売払代金等の完納時期)

第35条 本市の所有に属する財産の売払代金又は交換差金は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第36条 財産の貸付料は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6か月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(監督職員の一般的職務)

第37条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

(検査職員の一般的職務)

第38条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により検査を行う場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

（検査調書の作成）

第39条 検査職員は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う確認を含む。）のための検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

（検査調書の作成を省略することができる場合）

第40条 前条の規定にかかわらず、検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

（1） 契約金額が50万円未満のもの

（2） 単価による契約にあつては、契約金額に給付を受けた1回の数量を乗じて得た額が50万円未満のもの

（3） 委託契約で、分割して履行されるものについては、1回の履行に相当する額が50万円未満で給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う確認

（4） 第26条第1項第2号に該当する契約に関するもの

2 検査職員は、前項の規定により検査調書の作成を省略したときは、当該契約に係る代金の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、記名押印しなければならない。

（監督又は検査を委託して行った場合の確認）

第41条 契約担当者は、令第167条の15第4項の規定により、本市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

（値引き受理）

第42条 契約担当者は、契約の相手方の給付の内容にわずかな不備があっても、契約の性質上支障がないと認めるときは、相当額を減価のうえ、これを受理することができる。

第43条 削除

（部分払の限度額）

第44条 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9に相当する額、物件の買入契約にあつてはその既納部

分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の金額まで支払うものとするができる。

(権利義務の譲渡等)

第45条 契約担当者は、契約の相手方が契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委託し、又は担保に供しようとする場合は、契約担当者の承認を必要とする旨を約定しなければならない。

(履行期限の延長)

第46条 契約担当者は、天災その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約に定めた期間又は期限若しくは期日（以下「履行期限」という。）に履行することができないと認められるときは、契約の相手方の申請により履行期限の延長を承認することができる。

(契約の解除)

第47条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる旨を約定するものとする。

- (1) 履行期限に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の理由がなく契約履行の着手を延ばしたとき。
- (3) 工事の請負契約にあっては、契約の相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業の停止又は同法第29条の規定による許可の取消しを受けたとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人その他契約の相手方の使用人が監督職員の監督又は検査職員の検査を妨げたとき。
- (5) 前各号のほか、契約の相手方又はその代理人がこの規則又は契約事項に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併の萩原町契約規則（昭和39年萩原町規則第11号）、小坂町契約規則（昭和40年小坂町規則第4号）、下呂町契約規則（昭和39年下呂町告示第20号）、金山町契約規則（昭和39年金山町規則第12号）、馬瀬村契約規則（昭和41年馬瀬村規則第7号）又は益田広域連合契約規則（平成11年益田広域連合規則第3号）の規定に基づいてなされた契約に関する事務のうち、この施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年 3 月31日規則第15号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日規則第14号抄）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 3 条 この条例の収入役に係る規定（収入役に関する部分に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は適用せず、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお改正前の各規則の収入役に係る規定はその効力を有するものとする。

附 則（平成20年12月22日規則第46号）

この規則は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年10月 6 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第26号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。